

西海市教育委員会（令和８年第４回定例会）会議録

期 日： 令和８年４月２４日（金） 午前９時３０分開会

場 所： 西海市教育委員会 ３階大会議室

出席委員： 教育長 渡邊 久範
委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席職員： 教育次長 下田 昭博
理事 谷口 昭文
教育総務課 課長 吉浦 和也
課長補佐 熊本 英哲、山下 健悟
副参事 椿 ちひろ（書記）
学校教育課 課長 長谷川 文也
参事 尾畑 幸二
社会教育課 課長 尾崎 淳也
課長補佐 吉村 美香、染 一実

傍 聴 者： なし

１．開会

○教育長

それでは、令和８年第４回定例会教育委員会を開会いたします。

２．会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に北島委員、武宮委員を指名いたします。よろしくお願いします。

なお、会議録は、各委員への事前送付及び指名委員の署名により承認されたものとみなします。

３．会期決定について

○教育長

次に、会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日１日限りといたしますがご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日１日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

続きまして諸報告を行います。お手元の教育長一般報告4月分をご覧ください。主なもののみ説明したいと思います。

月日	曜	項目
3月30日	月	西彼青年の家理事会
3月31日	火	退職等辞令交付式
4月1日	水	西海市辞令交付式
		西海市教職員辞令交付式
		教育委員会辞令交付式
4月6日	月	第4回総合計画策定委員会
4月8日	水	西彼農業高校令和8年度入学式
4月9日	木	西海小学校令和8年度入学式
		西彼中学校令和8年度入学式
4月10日	金	時和特別支援学校西彼杵分校令和8年度入学式
4月12日	日	金比羅神社祭礼
4月13日	月	第1回校長会研修会
4月14日	火	民生委員児童委員推薦会
4月15日	水	初任者研修西海地区実施運営委員会
4月16日 17日	木 金	令和8年度第1回長崎県都市教育長協議会
4月19日	日	令和8年度西海市地域婦人会総会
4月20日	月	第1回教頭会研修会
4月22日	水	令和8年度長崎県市町村教育委員会連絡協議会
4月23日	木	西海市文化協会総会

4月分の報告は以上となりますが、何か今の報告に対して質疑はございますか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

では、以上で諸報告を終わります。それではただいまから、議事に入ります。

5. 議事

【日程第1】議案第30号「西海市小・中学校省令主任等の任命について」

○教育長

日程第1、議案第30号「西海市立小・中学校省令主任等の任命について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第30号「西海市立小・中学校省令主任等の任命について」は、令和8年4月1日付の長崎県教職員の人事異動に伴い、各校長の意見を聴取した上、別紙のとおり任命しようとするものです。なお参考条文につきましては、1ページから2ページにかけて掲載しております。具体的な省令主任等につきましては、3ページに一覧表としてまとめておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

内容は、各学校の教務主任、学年主任、保健主事、生活指導主任、あるいは生活指導主事、進路指導主事、研究主任、司書教諭並びに初任者研修拠点校指導教員及び校内指導教員となっております。説明については以上です。

○教育長

ただいま、議案第30号の説明がありましたが、質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。お諮りします。議案第30号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、議案第30号「西海市立小・中学校省令主任等の任命について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第2】議案第31号「西海市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第2、議案第31号「西海市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第31号「西海市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について」は、第3期西海市教育振興基本計画の策定を行うため委嘱した同委員について、令和8年4月1日付の長崎県教職員の人事異動に伴う委員の異動があったため、条例第4条の規定により後任の委員を委嘱しようとするものです。なお参考条文につきましては1ページ下段に掲載しております。

委嘱の内容につきましては、裏面の2ページをご覧くださいと思います。番号1及び2の委員について、西海市校長会の代表に変更があったことから、前任者から引き継ぐ形で委嘱を行うものです。なお委員の任期は、前任者の残任期間である令和8年4月1日から令和9年1月26日までとするものです。説明については以上です。

○教育長

ただいま議案第31号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

10番の公募委員が欠員となっておりますが、これについては応募がなかったということでしょうか。

○教育長

教育総務課長。

○教育総務課長

今おっしゃったとおり、応募がなかったということです。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第31号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第31号「西海市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第3】議案第32号「西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3、議案第32号「西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第32号「西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」は、令和8年4月1日付の人事異動に伴う委員の変更、及び西海市あらかぶ奨学金条例施行規則第3条における、貸付対象校種の追加に伴い新たに委員となる者を、西海市あらかぶ奨学金貸付基金条例第11条の規定により委嘱するものです。参考条文につきましては、1ページから2ページにかけて掲載しております。

委嘱の内容につきましては、3ページをご覧くださいと思います。2番、5番及び6番が人事異動による前任者からの引継ぎの委員、4番が今回の施行規則改正、校種の追加に伴い新たに追加される委員となっております。なお、2番、5番、6番の人事異動に伴う委員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の残任期間1年間とし、4番の新たに委嘱をする委員の任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とするものです。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第32号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第32号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第32号「西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第4】議案第33号「西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」

○教育長

日程第4、議案第33号「西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第33号「西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」は、令和7年3月31日付で、公民館長等の任期が満了したため、また一部職員の辞任に伴い欠員が生じたため、西海

市公民館の設置及び管理に関する条例第7条及び西海市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条及び第3条の規定により、新たに職員を委嘱するものです。なお任期につきましては、任期満了に伴う新規職員については、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間、欠員に伴う補欠職員については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とするものです。参考条文につきましては、1ページ下段から2ページにかけて掲載しております。

3ページ及び4ページが公民館長、主事及び書記の名簿の案になります。まず4番目、大島公立公民館の館長が村田さんから中島さんに、同公民館の書記が山本さんから山口さんに変更となります。7番の崎戸地区公民館の館長が加藤さんから喜浦さんに変更となり、13番の平島公民館の主事が、人事異動に伴いまして、村井さんから丸田さんに変更となっております。次に15番の多以良地区公民館の館長が佐々木さんから辻さんに、同公民館の主事が濱浦さんから本山さんに、同じく書記が本山さんから朝長さんにそれぞれ変更となっております。

次に4ページをお願いします。松島地区公民館になります。18番で館長が西田さんから松田さんへ、同公民館の主事が岩松さんから作中さんへ、同じく書記が松崎さんから岩松さんへそれぞれ変更となっております。なお交代がなかった公民館におきましても、任期がそれぞれ更新されておりますのでご確認をお願いします。説明については以上です。

○教育長

ただいま、議案第33号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

表記に関しての確認なんですが、下線太文字の部分が変更というのは分かるんですが、そのほか4番とか6番とか、変更で特段その表記がなかったっていうのは、何か意味があるんでしょうか。

○教育長

社会教育課、生涯学習班長。

○生涯学習班長

生涯学習班吉村です。表記についてですけれども、本日、提案させていただいたのが、1番、2番、3番の方々の委員の任期、そして7番、8番、9番の委員さんの任期、そして7番の方は、旧から新になりました。ほかの、何も入れていないっていうところは、すみません、そのまま念のために提示をしているという状態です。

○北島委員

新と旧が変わってるのに、特に下線太文字になってないのはどういう意味なんですか。

○教育長

人が変わってるのに太文字になってないですよ。7番の喜浦さんなんかはなってるけども、例えば4番なんかも変わってません。

○生涯教育班長

4番は前年度提示していたものをそのまま起案をしているような状態です。今回、ご提示しているのが、太文字、そして、下線を引いている部分。

○教育長

前回提示があった分は、変更があっても太文字にしてないってことです。

○北島委員

そうであれば、任期がその方の任期にならないといけないし、旧もそのまま、例えば中島さんも旧も中島さんで、任期が途中任期で変わったんだったら、その任期を中島さんの任期をここに入れるべきなんじゃないですか。そうしないと、変わったことになりますよね。

○教育長

教育次長。

○教育次長

すみません今のご説明だと、先ほどの私の説明も間違っていたということになります。どうも4番でいくと、中島さんの任期が令和7年から4月1日から始まっているということでありますので、ここはやはり、新旧ともに中島義則とすべきだったということであります。大変申し訳ございません。

○教育長

よろしいですか、はい。ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第33号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第33号「西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第5】議案第34号「西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第5、議案第34号「西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第34号「西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会委員の委嘱について」は、令和8年4月1日付けで、西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会設置条例が施行されたことに伴い、同条例第3条及び第4条の規定により、新たに委員を委嘱するものです。参考条文につきましては、1ページ下段から2ページにかけて掲載しております。

委員の構成につきましては、3ページをご覧ください。区分ごとにご覧の方々に委嘱することとしております。なお、任期はいずれも令和8年5月1日から、令和10年4月30日までの2年間とするものであります。説明については以上です。

○教育長

ただいま、議案第34号の説明がありました。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありますか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第34号は、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第34号「西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第6】議案第35号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について）」

○教育長

日程第6、議案第35号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第35号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について）」は、令和8年第2回西海市議会定例会に西海市長が提案予定の、西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。参考条文につきましては1ページの下段に掲載しております。

改正内容については、6ページの改正のポイントをご覧くださいと思います。ポイント1として、今回の改正の理由をまとめております。昨年12月に文部科学省が策定した、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン及び本年3月に長崎県教育委員会が策定した、長崎県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針及び部活動の在り方において、学校が担ってきた部活動を単に地域に移行させるというイメージを想起させておりました、地域移行という名称が廃止されまして、学校と地域双方の連携による、より豊かで幅広い活動の創出を目指す理念として、地域展開という名称に改められたことに伴い、本条例における当該名称についても同様の改正を行うとともに、一部字句の修正を行うものです。

あわせて、委員の名称や報酬額を規定する、西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましても、今回の名称変更に伴う委員の名称変更を行うため、附則において改正を行うものです。あと、地域部活動といった、ちょっと意味をなさなような文字がありましたので、それを修正しております。

ポイント2として、規則についても同様の改正を行うため、令和8年第6回定例教育委員会への議案提出を予定しており、ポイント3の施行時期につきましては、今回の改正によって実態的な影響が伴わないことから、通常どおり公布の日からの施行としているところでございます。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第35号の説明がありました但質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。お諮りします。議案第35号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、議案第35号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり可決されました。

【日程第7】報告第2号「令和7年度教育費補正予算（第9号）に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第7、報告第2号「令和7年度教育費補正予算（第9号）に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

報告第2号「令和7年度教育費補正予算（第9号）に係る臨時代理の承認について」は、令和7年度教育費補正予算第9号について、別紙のとおり、臨時代理により処理したので、これを報告し承認を求めるものです。参考条文については、1ページ下段に掲載しております。

2ページが臨時代理に係る決定書になります。令和8年3月31日付で処理をさせていただきます。

3ページ及び4ページが補正予算の内容になります。基本的に事業完了に伴う減額補正が主な内容となっております。その中で一部増額の補正がありますのでご説明します。

まず1項教育総務費の2目、事務局費で、教育振興基金積立金について10万円、子ども夢基金積立金について75万円、それぞれ増額しております。いずれも市内企業等からの寄附を受けた基金積立てでありますけれども、このうち教育振興基金積立金については、西海小学校区内の事業所から、小学校の図書購入費への指定寄附となっており、一旦基金に積立てた後、6月補正予算での歳出予算化を図る計画といたしております。子ども夢基金積立金につきましても、教育関係の用途での指定寄附となっておりますので、同様に、年度内の歳出予算化を検討してまいります。

もう一つは4ページになります。5項保健体育費の1目、保健体育総務費になりますが、青少年スポーツ振興基金積立金が13万6,000円の増額となっております。これにつきましては、預金利息は当初の予定より増額となっておりますので、増額分を基金に積み戻すものとなっております。他の費目につきましては、前述のとおり事業完了に伴う増減額補正が主な内容となっております。説明については以上です。

○教育長

ただいま、報告第2号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

ご説明ありがとうございます。教育総務費のところ、子ども夢基金積立金が増額ということですが、申請とかは増えたりしているんでしょうか。結構、学校のほうで申請するのに、早めにしないともういっぱいになってしまっていて、なかなか夢基金（子ども夢基金を財源とした補助金事業等のこと）のほうをいただけないというふうな話も聞いたりしますので、そちらのほうはどうなっているんでしょうか。

○教育長

社会教育課ですかね、社会教育課長。

○社会教育課長

はい、夢基金の申請、私どものほうで取り扱っております夢基金の関係ですが、非常に好評でして、受付自体は年度1年間ですが、受付を例えば3か月ごとに区切る形にしております。今年度の予算につきましては、どうにかぎりぎり確保できておりますが、確かに皆さん方に好評なところで、件数自体は微増というような状況ではあります。

○教育長

今の回答でよろしかったですか。

○社会教育課長

件数についてはちょっと今手元にございませぬ。後ほど報告させていただきます。

○教育長

はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

多分、矢吹委員がお聞きになりたかったところは、申し込んだけど、駄目だったとかいうケースもあるんでしょうかっていうところ。

○社会教育課長

昨年度ベースで、お断りといいますか、内容でちょっとそぐわなかった分についてはありますけれども、金額についての取下げというのはございませぬでした。

○教育長

そしたら、予算が足りてないということはないということですね。今のでよろしかったですか。はい。ほかにございませぬか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。報告第2号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、報告第2号「令和7年度教育費補正予算(第9号)に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

○教育長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。その他について事務局から、諸報告をお願いします。

(資料により報告)

○教育長

ただいま、各課から報告がありましたけども、委員の皆様方から何かございますか。はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

ご説明ありがとうございました。学校教育課のほうにお尋ねしたいんですけども、令和7年度の不登校児童・生徒数が11名減だったということで、大変うれしい思いがしておりますが、適応指導教室や、あるいは体験プログラムの利用がどれぐらいあったか。またそういった取組がこの減につながったのかどうかという、その辺のところをお聞かせいただけますでしょうか。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

まず、適応指導教室、現在は教育支援センターという呼び方をしております。トマト教室が大島に、それから青空教室が西彼町にあります。その利用の状況については、具体的に私が数をまだ把握しておりませんが、昨日もちょっとトマト教室の様子を見に行きましたら、2名児童・生徒が来ておりまして、学びを継続しておりました。確実に、そういう多様な手だてが、心の安定を失くした子どもたちに、すごく功を奏しております。

すみません、今人数が分かりましたのでご報告いたします。トマト教室が8名利用、それから青空教室が6名利用、計14名が昨年度利用をいたしております。今年度についてはまだ確定しておりませんので、申し訳ありません。

11名減というのは、先ほどは今後もまだまだ課題があると申しましたが、今年度も同様に、教育支援センターのみならず、校内教育支援センターとして、大崎小、大崎中学校に教室を設けて、なかなか教室に入れない子どもたちが、学びを継続できるような体制を整えております。今後も改善は期待できると考えております。

体験プログラムについては、年間6回行っております。今年度ももう既に計画を立てて、周知も各学校にしておりますので、今後どのような参加状況なのかというのはしっかり把握して、報告できるようにしたいと思います。昨年度は、1回のプログラムにつき、そんなたくさんじゃなくて数名程度の参加があったということで、ただ活動内容は非常に多岐にわたっておりまして、企業の協力等も得て、例えばドローンの体験をしたりとかもあっておりますので、子どもたちは非常に、保護者も含めて心躍らせる時間をつくることができておりま

す。すみません、うまく答えられませんでした以上です。

○教育長

はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

ご説明ありがとうございました。そういった取組によって、コロナ禍以降ずっと増加傾向にあったものが、減少傾向にあるということは大変ありがたいことだと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○教育長

ほかにございませんか。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

失礼します。同じく学校教育課のほうに。学力調査が実施されたということは報道等でも知っておりましたが、中学校については各学校の状況でということで、まだこれは西海市内、中学校それぞれで行ったところもあり、まだっていうところもあるってことなんですかね。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

英語科に関しては、ここにあるようにCBT方式で、ウェブ上での回答を行うということで、各校の学校行事等の関係でこの日がいいというところで、少し分散して、実施日が異なるってことになります。ほかの国語とか数学については、昨日実施ということです。

○谷口委員

以前と同じように、こう文書っていうか、書面のテストってことですな。

○学校教育課長

はい。

○谷口委員

中学校の分は、タブレットが国から支給されて、それでやるってことで、以前やったときにすごく混乱が、各学校のパソコンを使っているときは混乱があったように思ってるんですけど、それはもう解消されて取り組めるという状況だと理解してよろしいですね。

○学校教育課長

昨日までの報告の中では、特設ネットの通信状況が悪いというところはなかったので、順調に実施できたと判断しております。

○谷口委員

よろしくお願いします。

○教育長

ほかございませんか。今日は議題が少なかったせいか、時間がございますけどよろしいでしょうか。

(質疑なし)

それでは、以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。(午前10:20分閉会)

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員
